

令和8年2月2日

山梨県福祉保健部福祉保健総務課

課長 佐原 淳仁

電話 055-223-1441(内線 3050)

報道関係者各位

灯油助成券及びお米券臨時配付事業を開始します

物価高騰が継続する中、生活に困窮されている方の生命と健康を守るため、灯油助成券とお米券を配付します。

令和8年2月2日（月）から、対象世帯への通知を開始し、その後、順次申請を受け付けます。

灯油助成券及びお米券臨時配付事業の概要

対象世帯 令和7年度住民税非課税世帯

配布枚数 灯油助成券：1世帯当たり2枚（1枚につき灯油18リットルと交換可能）

お米券：世帯構成員1人当たり6枚（1枚につき440円相当）

利用方法 灯油助成券：本事業の趣旨に御賛同いただき、御協力いただけるガソリンスタンド等の灯油取扱店において、灯油と交換

お米券：「おこめギフト券取扱店」のステッカーが貼ってある米穀取扱店やJA、スーパーマーケット、ドラッグストアで利用可能

利用期限 灯油助成券：令和8年3月20日（金）まで

お米券：令和8年9月30日（水）まで

その他

- ・本事業は、国の重点支援地方交付金を活用して実施するものです。
- ・通知の発送、申請書の受付、灯油助成券及びお米券の発送等の事務は、株式会社JTB甲府支店に委託して実施します。